

## 議案第 1 号 跡見学園後援会規約の一部改正について

跡見学園後援会規約第 16 条第 1 項について、次のとおり一部改正したく、ご承認を得たい。

旧)

第 16 条 会長及び監査の任期は 2 年とする。その他役員の任期は 1 年とし、再選を妨げない。但し、会長の任期限度は 4 年とするも、役員会の合意がある場合は更に 2 年の延長をすることが出来る。

新)

第 16 条 会長及び監査の任期は 2 年とする。その他役員の任期は 1 年とし、再選を妨げない。但し、会長の任期限度は 4 年とするも、役員会の合意がある場合はそのかぎりではない。

改正日 令和 5 年 6 月 24 日